

株主各位

東京都江東区豊洲三丁目2番20号
S C S K 株式会社
代表取締役
執行役員社長 當麻 隆昭

臨時株主総会決議通知書

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の臨時株主総会において下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具
記

決議事項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2026年3月16日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます）31,618,295株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます）となりました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更内容は次のとおりです。

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は36株に減少することになります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更することとなりました。

当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできなくなるため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第7条（自己の株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うこととなりました。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は9株となり、単元株式数を定める必要性がなくなることから、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第8条（単元株式の数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うこととなりました。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は住友商事株式会社及びSCインベストメント・マネジメント株式会社（以下「公開買付者ら」といいます）のみとなるため、基準日に関する規定及び定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになるため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第12条（基準日）及び現行定款第15条（定時株主総会の基準日）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うことになりました。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるため、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）に基づく場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンライン株主総会）に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第14条（招集）第3項を削除することとなりました。

本株式併合の効力が発生した場合、本株式併合の実施に伴って当社株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は公開買付者らのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第17条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うこととなりました。

以上

株式併合及び単元株式数変更について

当社は、本臨時株主総会において、2026年3月16日をもって、31,618,295株を1株に併合すること及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

本株式併合及び単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続は原則必要ございません。

2026年4月中旬を目途に当社より「端数株式相当分の処分代金の受取方法等」のご案内を差し上げますので、お待ちいただけますようお願い申し上げます。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に交付いたします。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を住友商事株式会社及びSCインベストメンツ・マネジメント株式会社のみとする目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2026年3月12日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てSCインベストメンツ・マネジメント株式会社に売却することを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様の所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である5,700円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。端数株式処分代金は、2026年7月中旬以降に株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

2026年3月11日（予定）当社株式の売買最終日

2026年3月12日（予定）上場廃止

2026年3月16日（予定）本株式併合の効力発生日

2026年4月中旬（予定）株主の皆様に「端数株式相当分の処分代金の受取方法等」のご案内を送付

2026年7月中旬（予定）端数株式相当分の処分代金の交付開始

以上